

# 訪問介護重要事項説明書

## 1. 当社が提供するサービスについての相談・苦情窓口

介護のパムコ菅野	露崎 みゆき	047-329-1020	月～金 9時00～18時00
市川市 福祉部介護保険課	施設グループ	047-712-8548	月～金 8時30～17時00
千葉県国保連合会介護保険課	苦情相談窓口	043-254-7428	月～金 8時30～17時00

## 2. 訪問介護事業所の概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	介護のパムコ菅野
所在地	千葉県市川市東菅野 1-5-5-101
サービスの種類	訪問介護 事業所番号 第1270801028号
サービス提供地域	市川市・船橋市・松戸市

### (2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名		事業管理	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	7名		サービス調整・管理	7名
事務職員		1名		庶務・経理	1名
介護福祉士		11名	15名	訪問介護	26名
ホームヘルパー1・2級 介護職員初任者研修			23名	訪問介護	23名

### (3) 営業時間

平日：月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

休日：土・日・祝日及び8月13日～15日 12月30日～1月3日

緊急連絡電話 047-329-1020 (平日午前9時～午後6時)

080-6638-8220 (土曜・日曜・祝日・早朝・夜間)

## 3. サービス内容

サービス内容は、身体介護・生活援助に区分されますが、あらかじめケアマネジャーが作成した居宅サービス計画に沿って提供されることになります。

援助内容の変更の際は、ケアマネジャーに居宅サービス計画の変更を依頼してください。

- (1) 身体介護 利用者の体に触れて行う介護や、これを行うための必要な準備や後始末、利用者が日常生活をする上で必要な身体機能向上のための援助をいいます。
- (2) 生活援助 掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、家事を行なうことが困難な場合に行われる援助をいいます。

※大掃除や利用者以外の同居者に対するの援助及び居宅サービス計画に組み込まれていない援助などは、保険外のお取り扱いとなります。

※口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から担当ケアマネジャーに報告し情報を共有いたします。

※居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけはいたしません。

4. 当社の訪問介護サービスの特徴(運営方針)等

(基本理念)「誠実と慈愛をもって、地域の福祉向上に貢献する」

(方針)「安心」「信頼」「迅速」をモットーに介護・福祉サービスを提供する。

5. 利用料金

厚生労働省が定める介護報酬額の1割又は2割又は3割が自己負担となります。限度額を超過したサービス、居宅サービス計画に含まれていないサービスは、全額自己負担とさせていただきます。毎月15日迄に前月分の請求を致します。所定の方法で10日以内にお支払い下さい。

サービス内容	単位	換算率	基本料金	利用者負担額		
				1割	2割	3割
① 身体介護1(20分未満)	163	×10.70	1,744円	174円	349円	532円
身体介護1(30分未満)	244	〃	2,611円	261円	522円	783円
身体介護2(60分未満)	387	〃	4,141円	414円	828円	1,242円
身体介護3(90分未満)	567	〃	6,067円	607円	1,213円	1,820円
身体3(90分)以上は30分ごとに82単位加算となります。						
② 生活のみ20分～45分	179	×10.70	1,915円	192円	383円	575円
生活のみ45分～60分	220	〃	2,354円	235円	471円	706円
身体+生活1(20分)	身体+65	〃	+696円	+70円	+139円	+209円
身体+生活2(45分)	身体+130	〃	+1,391円	+139円	+278円	+417円
身体+生活3(70分)	身体+195	〃	+2,087円	+209円	+417円	+626円
初回加算				200単位		
緊急時訪問介護加算				1回 / 100単位		
介護職員処遇改善加算				介護料の24.5%の1割又は2割又は3割		
早朝、夜間、深夜については割増料金となります。						

※保険外サービスは別途ご相談ください。(例 冠婚葬祭の付き添いなど)

6. 特定事業所加算について

当社は特定事業所加算(Ⅱ)算定事業所です。厚生労働大臣が定める基準により、利用料金(上表)に1割の加算をさせていただきます。尚、基準を満たさなくなった場合は基本料金となります。

7. キャンセルについて

利用者のご都合でサービスをキャンセルする場合、訪問介護契約書第8条により下記キャンセル料がかかります。円滑なサービス提供の為、当日キャンセルはないようご協力お願いします。

・ご利用の24時間前までにご連絡を頂いた場合	無料
・当日キャンセルの場合	1500円

※基本料金とは身体介護①30分、生活援助②20分～45分のことです

8. 虐待の防止について

当社は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	所長 露崎みゆき
-------------	----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市

町村に通報します。

## 9. 身体的拘束等について

当事業所は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

## 10. 秘密の保持・個人情報の取扱について

- (1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

## 11. 緊急時・事故発生時の対応方法

- (1) (方針)「安心」「信頼」「迅速」の精神を具現化する。  
(方法) サービス提供中に容体の変化があった場合には、事前の打ち合わせによりご家族、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等への連絡をいたします。
- (2) 指定訪問介護の提供により事故が発生した場合、市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故発生時は、損害賠償を速やかに行います。

市川市 福祉政策課	居宅介護 支援事業者	所在地	電話番号	介護支援専門員
047-712-8548				

\* 東京海上日動火災保険に加入しています。

## 12. 災害時等によるサービスの変更・中止について

当社は天候不順(積雪、台風等)、または災害、感染者等によりサービスの実施・継続が困難な場合は訪問を中止、または変更させていただくことがあります。

1 3. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 第三者評価実施の有無

実施	①無 2有	実施日		評価機関		結果開示	1無 2有
----	-------	-----	--	------	--	------	-------

1 5. 当社の概要

社名	日本パムコ株式会社	所在地	千葉県市川市南八幡4-2-5 いちかわ情報プラザ301
代表者	代表取締役 北村 真治	事業内容	居宅介護支援事業／訪問介護事業／ 福祉用具貸与・販売事業／住宅改修事業

# 指定第1号訪問介護事業所

## 重要事項説明書

### 1. 当社が提供するサービスについての相談・苦情窓口

介護のパムコ菅野	露崎 みゆき	047-329-1020	月～金 9時00～18時00
市川市 福祉部介護保険課	施設グループ	047-712-8548	月～金 8時30～17時00
船橋市 介護福祉課	介護保険課	047-436-2302	月～金 9時00～17時00
千葉県国保連合会介護保険課	苦情相談窓口	043-254-7428	月～金 8時30～17時00

### 2. 訪問介護事業所の概要

#### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	介護のパムコ菅野
所在地	千葉県市川市東菅野 1-5-5-101
サービスの種類	指定第1号訪問介護事業所 事業所番号 第1270801028号
サービス提供地域	市川市

#### (2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名		事業管理	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	7名		サービス調整・管理	7名
事務職員		1名		庶務・経理	1名
介護福祉士		11名	15名	訪問介護	26名
ホームヘルパー1・2級 介護職員初任者研修			23名	訪問介護	23名

#### (3) 営業時間

平日：月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

休日：土・日・祝日及び8月13日～15日 12月30日～1月3日

緊急連絡電話 047-329-1020 (平日午前9時～午後6時)

080-6638-8220 (土曜・日曜・祝日・早朝・夜間)

### 3. サービス内容

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、「介護予防サービス・支援計画書」に沿って「訪問介護計画書」を作成します。サービス内容は、介護予防サービス・支援計画書に沿って提供されます。

援助内容の変更の際は、地域包括支援センター又はケアマネジャー、提供責任者に介護予防サービス・支援計画書の変更を依頼してください。

第1号訪問介護相当サービスは、身体介護・生活援助の区分を一本化して行います。

※大掃除や利用者以外の同居者に対しての援助、介護予防サービス・支援計画書に組み込まれていない援助などは、保険外のお取り扱いとなります。

#### 4. 当社のサービスの特徴等

##### 運営方針

(基本理念)「誠実と慈愛をもって、地域の福祉向上に貢献する」

(方針)「安心」「信頼」「迅速」をモットーに介護・福祉サービスを提供する。

#### 5. 利用料金

サービスを利用した場合の「基本利用料」は、厚生労働大臣及び事業実施主体の各自治体により以下のとおり定められています。原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割が自己負担となります。

- ① 第1号訪問介護事業サービス費 (月単位の定額報酬)
- ・第1号訪問事業費 (Ⅰ) <週1回程度の利用が必要な場合>  
事業対象者・要支援1・要支援2 1,176 単位/月
  - ・第1号訪問事業費 (Ⅱ)、 <週2回程度の利用が必要な場合>  
事業対象者・要支援1・要支援2 2,349 単位/月
  - ・第1号訪問介護費 (Ⅲ)、 <週3回程度の利用が必要な場合>  
事業対象者・要支援2 3,727 単位/月
- ② 初回加算 200 単位/月
- ③ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護料の24.5%の1割又は2割又は3割

毎月、15日に前月分の請求を発送いたします。事業者所定の方法で10日以内にお支払いください。

#### 6. キャンセル料について

利用者のご都合でサービスをキャンセルする場合、第1号訪問介護事業契約書第8条により下記のキャンセル料がかかります。円滑なサービス提供の為、当日キャンセルは無いようにご協力をお願いします。

・ご利用の24時間前までにご連絡を頂いた場合	無 料
・当日キャンセルの場合	1500 円

#### 7. 虐待の防止について

当社は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	露崎みゆき
-------------	-------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者にも周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市

町村に通報します。

## 8. 身体的拘束等について

当事業所は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の（１）～（３）の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、５年間保存します。

また、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- （１）切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- （２）非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- （３）一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

## 9. 秘密の保持・個人情報の取扱について

- （１）当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- （２）あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- （３）利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- （４）利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

## 10. 緊急時・事故発生時の対応方法

- （１）（方針）「安心」「信頼」「迅速」の精神を具現化する。  
（方法）サービス提供中に容体の変化があった場合には、事前の打ち合わせによりご家族、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等への連絡をいたします。
- （２）指定訪問介護の提供により事故が発生した場合、市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故発生時は、損害賠償を速やかに行います。

市川市 福祉政策課	居宅介護 支援事業者	所在地	電話番号	介護支援専門員
047-712-8548				

※東京海上日動火災保険に加入しています。

### 1 1. 災害時等によるサービスの変更・中止について

当社は天候不順（積雪、台風等）、または災害、感染者等によりサービスの実施・継続が困難な場合は訪問を中止、または変更させていただくことがあります。

### 1 2. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 1 3. 第三者評価実施の有無

実施	①無 2有	実施日		評価機関		結果開示	1無 2有
----	-------	-----	--	------	--	------	-------

### 1 4. 当社の概要

社名	日本パムコ株式会社	所在地	千葉県市川市南八幡4-2-5 いちかわ情報プラザ301
代表者	代表取締役 北村 真治	事業内容	居宅介護支援事業／訪問介護事業／ 福祉用具貸与・販売事業／住宅改修事業

## 指定障害福祉サービス重要事項説明書

### 1. 当社が提供するサービスについての相談・苦情窓口

介護のパムコ菅野	露崎 みゆき	047-329-1020	月～金 9時00～18時00
市川市 障がい者支援課	苦情相談窓口	047-712-8517	月～金 8時45～17時15
千葉県社会福祉協議会	苦情相談窓口	043-246-0294	月～金 8時30～17時00

※ご不明な点は、なんでもお気軽におたずねください。

### 2. 訪問介護事業所の概要

#### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	介護のパムコ菅野
所在地	千葉県市川市東菅野1-5-5
サービスの種類	居宅介護：身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者
事業の実施地域	市川市・船橋市（本中山、東中山、古作地区）

#### (2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名		事業管理	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	3名		サービス調整・管理	3名
事務職員		1名		庶務・経理	1名
ホームヘルパー1、2級			2名	訪問介護	5名以上

#### (3) 営業時間

平日：月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

休日：土・日・祝日および8月13日～15日 12月30日～1月3日

緊急連絡電話 047-329-1020（平日 9時～午後6時）

080-6638-8220（土・日・祝・早朝・夜間）

### 3. サービス内容

- ① 身体介護（入浴、排便、食事等の介護）
- ② 家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事）
- ③ 日常生活支援（身体介護、家事援助、見守り等）
- ④ 外出時における介護（通院・公共施設手続き等の移動の介護）

#### 4. 利用料金

指定居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省および市町村長が定める基準に基づく居宅利用者負担額とする。

##### 基本料金

項目		サービス1回あたりの料金		
		時間	単位	自己負担額 (1割)
居宅介護	身体介護・ 通院等介助 (身体介護を伴 う場合)	30分未満	256	271円
		30分以上1時間未満	404	428円
		1時間以上1時間30分未満	587	622円
		1時間30分以上2時間未満	669	709円
		2時間以上2時間30分未満	754	799円
		2時間30分以上3時間未満	837	887円
		3時間以上30分毎に加算	83	87円
	通院等介助(身 体介助を伴わ ない場合)	30分未満	106	112円
		30分以上1時間未満	197	209円
		1時間以上1時間30分未満	275	292円
		1時間30分以上30分毎に加算	69	73円
	家事援助	30分未満	106	112円
		30分以上45分未満	153	162円
		45分以上1時間未満	197	209円
		1時間以上1時間15分未満	239	253円
		1時間15分以上1時間30分未満	275	292円
		1時間30分以上15分毎に加算	35	37円
	加算	初回加算 1回のみ 初月 または サービス2ヶ月間 休止したのち、再開の場合	200	212円
緊急時対応加算 1回の要請につき 月2回まで		100	106円	
処遇改善加算 III		利用料	34.7%	

## 5. キャンセル

都合によりサービスの利用を中止される場合は、あらかじめご連絡ください。

利用中止の申し入れがなかった場合には、体調や容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合を除き、下記のとおりキャンセル料を請求させていただきます。

円滑なサービス提供の為、当日キャンセルはないようご協力お願いします。

・ご利用の 24 時間前までにご連絡頂いた場合	無 料
・当日キャンセルの場合	1,500 円

## 6. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

- 1 障害福祉サービス(居宅介護等)について介護給付費の支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- 2 サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護等計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期限は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- 3 居宅介護等の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

### (2) サービスの終了

#### ①利用者からの中途解約

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は、契約終了を希望する日の 15 日前までに事業所に通知するものとします。ただし利用者が入院した場合など、正当な理由がある場合には即時に解約することが出来ます。

#### ②利用者からの契約解除

事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解約することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が本契約に定める居宅介護サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第 8 条(前述、契約書参照)に定める義務に違反した場合。
- 3 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により、利用者もしくはその家族等の生命、身体、代物、信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

#### ③事業所からの契約解除

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 利用者に支払能力があるにもかかわらず第 5 条に定めるサービスの利用料金の支払が 3 ヶ月以上(※最低 3 ヶ月)遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合。
- 2 利用者又は家族が、この契約を継続し難いほどの背信行為(介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力(叩く等)及び精神的暴力(大声を発する、怒鳴る等)

並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）を行い、その状態が改善されない場合

#### ④契約の終了事由

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 1 利用者が死亡した場合。
- 2 事業者が、やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- 3 ①から③に基づき本契約が解約された場合。

#### 7. 当社の訪問介護サービスの特徴等と運営方針

（基本理念）「誠実と慈愛をもって、地域の福祉向上に貢献する」

（方針）「安心」「信頼」「迅速」をモットーに介護・福祉サービスを提供する。

#### 8. 緊急時・事故発生時の対応方法

（1）サービス提供中に容体の変化等があった場合には、事前の打ち合わせにより、ご家族、主治医、関係者への連絡をいたします。

（2）指定居宅介護の提供により事故が発生した場合、都道府県、市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故発生時は、損害賠償を速やかに行います。

千葉県 社会福祉協議会	居宅介護 支援事業者	所在地	電話番号	相談支援専門員
043-246-0294				

\* 東京海上日動火災保険の賠償責任保険に加入しています。

#### 9. 災害時等によるサービスの変更・中止について

当社は、天候不順（積雪、台風等）、または災害、感染者等によりサービスの実施・継続が困難な場合は訪問を中止、または変更させていただくことがあります。

#### 10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 露崎 みゆき
-------------	------------

（2）苦情解決対策を整備しています。

（3）虐待防止のための指針の整備をします。

（4）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

1 1. 第三者評価実施の有無

実施	①無 2有	実施日		評価機関		結果開示	1無 2有
----	-------	-----	--	------	--	------	-------

1 2. 当社の概要

名称・法人種別 日本パムコ株式会社  
代表者役職・氏名 代表取締役 北村 真治  
所在地・電話番号 千葉県市川市南八幡 4-2-5 市川情報プラザ 301  
電話番号 047-377-8210